

Cash Flow Statement in Private Education
Institution

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-07-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 峯岸, 正教 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/668

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



学校法人会計へのキャッシュ・フロー計算書導入に関する一考察 — 資金収支計算書との関係を中心に —

Cash Flow Statement in Private Education Institution

峯 岸 正 教

MINEGISHI, Masanori

1. はじめに

平成21年4月14日、日本公認会計士協会から学校法人委員会研究報告第13号「キャッシュ・フロー計算書導入に係る提言」(以下、「提言」という。)が公表され、学校法人が作成する計算書類の一つにキャッシュ・フロー計算書を導入する旨の提言がなされた。

「提言」は、「営利企業に限らず非営利事業体を含めたすべての経営体について、その経営についての説明責任が当然のこととして求められている今日、学校法人の経営を担う理事者がその説明責任を果たす手段の一つとして、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に基づいて作成される計算書類が利用されている。しかしながら、現在の学校法人会計基準には含まれていないが、学校法人の経営の実態をより明瞭に説明する手段の一つとしてキャッシュ・フロー計算書の重要性がいわれている。また、他の会計基準(国立大学法人会計基準、公益法人会計基準)においても、キャッシュ・フロー計算書が既に導入されていることもあり、異なる会計基準に基づいて作成される財務書類の比較可能性を確保することも重要である。このような状況を

踏まえ、今回学校法人が作成する計算書類の一つにキャッシュ・フロー計算書を導入することを提言する」(p.1.)と述べ、学校法人の経営の実態をより明瞭に説明するため、また、他の会計基準に基づいて作成される財務書類との比較可能性を高めるため、学校法人会計にもキャッシュ・フロー計算書を導入するという¹。

現在、学校法人が作成しなければならない計算書類の体系は、1. 資金収支計算書、2. 消費収支計算書、3. 貸借対照表、及びこれらに附属する内訳表、明細表であるが、仮に提言通りにキャッシュ・フロー計算書が導入された場合、学校法人が作成する計算書類の体系は、1. キャッシュ・フロー計算書、2. 消費収支計算書、3. 貸借対照表、及びこれらに附属する内訳表、明細表となる。現行の計算書類の体系と、キャッシュ・フロー計算書が導入された場合の計算書類の体系を比較すると、表1のようになる。

キーワード: 学校法人、キャッシュ・フロー計算書
Key words : Private Education Institution, Cash Flow Statement

表1. 学校法人が作成する計算書類の体系の比較

現行		キャッシュ・フロー計算書が導入された場合
1 資金収支計算書		1 キャッシュ・フロー計算書
イ 資金収支内訳表		2 消費収支計算書
ロ 人件費支出内訳表		イ 消費収支内訳表
2 消費収支計算書		ロ 人件費内訳表
イ 消費収支内訳表	⇒	3 貸借対照表
3 貸借対照表		イ 固定資産明細表
イ 固定資産明細表		ロ 借入金明細表
ロ 借入金明細表		ハ 基本金明細表
ハ 基本金明細表		

表1から明らかなように、「提言」は、キャッシュ・フロー計算書を導入するにあたり、資金収支計算書を計算書類の体系から除外することとしている。その理由については、「資金収支計算書と消費収支計算書とでは、計上科目及び計上額が多くの部分で同一であり、重複感を与えているといった問題点が指摘されている。また、キャッシュ・フロー計算書を新たに導入した場合、資金収支計算書との類似性が懸念される場所である。」(p.8.)と述べ、資金収支計算書と消費収支計算書の重複感、及び、資金収支計算書とキャッシュ・フロー計算書の類似性のため、資金収支計算書を学校法人の作成する計算書類の体系から除外するとしている。

本稿では、学校法人の作成する計算書類の一つにキャッシュ・フロー計算書を導入するという提言について、主に資金収支計算書との関係を中心に検討し、キャッシュ・フロー計算書の導入における課題について述べる。

2. 資金収支計算書と消費収支計算書の重複感

資金収支計算書を学校法人が作成する計算書類の体系から除外する理由の一つにあげられている資金収支計算書と消費収支計算書の重複感について、実際にどの程度、重複して

いるのかを調べてみた。資金収支計算書の様式は表2、消費収支計算書の様式は表3、いずれも大科目のみである。

資金収支計算書の収入の部では「学生生徒等納付金収入」、消費収支計算書の消費収入の部では「学生生徒等納付金」と、科目名の最後に「収入」という文字がつくつかつかないかという違いだけで、「学生生徒等納付金収入」と「学生生徒等納付金」は、実質的に同じものである。表2、表3から明らかなように、資金収支計算書の収入の部と消費収支計算書の消費収入の部では、学生生徒等納付金収入と学生生徒等納付金から始まり、手数料収入と手数料、寄付金収入と寄付金、補助金収入と補助金、資産運用収入と資産運用収入、資産売却収入と資産売却差額、事業収入と事業収入、そして、雑収入と雑収入まで重複している。

資金収支計算書の支出の部、及び消費収支計算書の消費支出の部においても、状況は同じである。資金収支計算書の支出の部では「人件費支出」、消費収支計算書の消費支出の部では「人件費」と、科目名の最後に「支出」という文字がつくつかつかないかという違いだけで、人件費支出と人件費から始まり、教育研究経費支出と教育研究経費、管理経費支出と管理経費、そして、借入金等利息支出と借

表2. 資金収支計算書の様式 (大科目のみ)

資 金 収 支 計 算 書

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

収 入 の 部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入			
手数料収入			
寄付金収入			
補助金収入			
資産運用収入			
資産売却収入			
事業収入			
雑収入			
借入金等収入			
前受金収入			
その他の収入			
資金収入調整勘定			
前年度繰越支払資金			
収入の部合計			
支 出 の 部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出			
教育研究経費支出			
管理経費支出			
借入金等利息支出			
借入金等返済支出			
施設関係支出			
設備関係支出			
資産運用支出			
その他の支出			
[予備費]	()		
資金支出調整勘定			
次年度繰越支払資金			
支出の部合計			

【出所】 学校法人会計基準「第1号様式(第12条関係)」から作成。

表3. 消費収支計算書の様式（大科目のみ）

消費収支計算書

年 月 日から

年 月 日まで

（単位 円）

消費収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金			
手数料			
寄付金			
補助金			
資産運用収入			
資産売却差額			
事業収入			
雑収入			
帰属収入合計			
基本金組入額合計	△	△	
消費収入の部合計			
消費支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費			
教育研究経費			
管理経費			
借入金等利息			
資産処分差額			
徴収不能引当金繰入額（又は徴収不能額）			
〔予備費〕	()	/	
消費支出の部合計			
当年度消費収入超過額（又は当年度消費支出超過額）			/
前年度繰越消費収入超過額（又は前年度繰越消費支出超過額）			/
（何）年度消費支出準備金繰入額			/
（何）年度消費支出準備金取崩額			/
基本金取崩額			/
翌年度繰越消費収入超過額（又は翌年度繰越消費支出超過額）			/

【出所】学校法人会計基準「第4号様式（第23条関係）」から作成。

入金等利息まで重複している。

資金収支計算書と消費収支計算書の重複感についてさらに詳細にみるために、大科目だけでなく小科目も含めて比較してみた。収入の部と消費収入の部については表4、支出の部と消費支出の部については表5に、それぞれ比較形式で科目を配置した。

表4、表5から一見してわかるように、小科目も含めてみると、資金収支計算書と消費収支計算書の重複感はさらに増す。網掛けの重複部分についてみると、表4の収入の部と消費収入の部においては、資金収支計算書の寄付金収入には現物寄付金は含まれないのに対し、消費収支計算書の寄付金には現物寄付金が含まれること、資金収支計算書の資産売却収入には資産の売却にかかる収入が全額計上されるのに対し、消費収支計算書の資産売却差額には資産売却収入のうち当該資産の帳簿価額を超過した金額のみが計上されること、の二点が相違するにすぎない²。

表5の支出の部と消費支出の部においては、資金収支計算書の退職金支出には退職金の実際支払額が計上されるのに対し、消費収支計算書には退職給与引当金の繰入額が計上されること、資金収支計算書の教育研究経費支出と管理経費支出には減価償却額が計上されないのに対し、消費収支計算書の教育研究経費と管理経費には減価償却額が計上されること、の二点が相違するにすぎない³。

「提言」の指摘するとおり、資金収支計算書と消費収支計算書とでは、計上科目及び計上額が多くの部分で同一であり、重複感を与えているといった感は否めない。

3. 資金収支計算書とキャッシュ・フロー計算書の類似性

資金収支計算書を計算書類の体系から除外して、キャッシュ・フロー計算書が導入された場合、キャッシュ・フロー計算書と消費収支計算書との間に重複感があるか否かについて調べてみた。提言されているキャッシュ・フロー計算書のひな型を示すと、表6のとおりである。

表6のキャッシュ・フロー計算書と表3の消費収支計算書を比べてみると、一見して重複していないことがわかる。確かに、学生生徒等納付金収入と学生生徒等納付金、手数料収入と手数料、人件費支出と人件費、教育研究経費支出と教育研究経費といったように、キャッシュ・フロー計算書と消費収支計算書では、計上されている科目自体は、そのほとんどが同じものであるが、資金収支計算書と消費収支計算書における関係のように、その表示順までは重なりあってはいない。キャッシュ・フロー計算書では、消費収支計算書とほとんど同じ科目が、Ⅰ. 事業活動によるキャッシュ・フロー、Ⅱ. 施設等整備・投資活動によるキャッシュ・フロー、Ⅲ. 財務活動によるキャッシュ・フロー、Ⅳ. 現金預金に係る換算差額、Ⅴ. 現金預金の増加額（又は減少額）、Ⅵ. 現金預金の期首残高、Ⅶ. 現金預金の期末残高という表示区分に並べ替えられて表示されており、消費収支計算書とキャッシュ・フロー計算書との間に重複感を感じられない⁴。

資金収支計算書とキャッシュ・フロー計算書の類似性について、筆者の目にはおよそ類似しているようには映らないが、「提言」のいう類似性が、似かようこと、とか、似ている

表4. 収入の部と消費収入の部との比較

収入の部（資金収支計算書）		消費収入の部（消費収支計算書）	
大科目	小科目	大科目	小科目
学生生徒等納付金収入		学生生徒等納付金	
	授業料収入		授業料
	入学金収入		入学金
	実験実習料収入		実験実習料
	施設設備資金収入		施設設備資金
手数料収入		手数料	
	入学検定料収入		入学検定料
	試験料収入		試験料
	証明手数料収入		証明手数料
寄付金収入		寄付金	
	特別寄付金収入		特別寄付金
	一般寄付金収入		一般寄付金
			現物寄付金
補助金収入		補助金	
	国庫補助金収入		国庫補助金
	地方公共団体補助金収入		地方公共団体補助金
資産運用収入		資産運用収入	
	奨学基金運用収入		奨学基金運用収入
	受取利息・配当金収入		受取利息・配当金
	施設設備利用料収入		施設設備利用料
資産売却収入		資産売却差額	
	不動産売却収入		
	有価証券売却収入		
事業収入		事業収入	
	補助活動収入		補助活動収入
	附属事業収入		附属事業収入
	受託事業収入		受託事業収入
	収益事業収入		収益事業収入
雑収入		雑収入	
	廃品売却収入		廃品売却収入
借入金等収入			
	長期借入金収入		
	短期借入金収入		
	学校債収入		
前受金収入			
	授業料前受金収入		
	入学金前受金収入		
	実験実習料前受金収入		
	施設設備資金前受金収入		
その他の収入			
	(何)引当特定預金からの繰入収入		
	前期未収入金収入		
	貸付金回収収入		
	預り金受入収入		

【出所】学校法人会計基準「別表第1 資金収支計算書記載科目（第10条関係）」、及び「別表第2 消費収支計算書記載科目（第19条関係）」から作成。

学校法人会計へのキャッシュ・フロー計算書導入に関する一考察

表 5. 支出の部と消費支出の部との比較

支出の部（資金収支計算書）		消費支出の部（消費収支計算書）	
大科目	小科目	大科目	小科目
人件費支出		人件費	
	教員人件費支出		教員人件費
	職員人件費支出		職員人件費
	役員報酬支出		役員報酬
	退職金支出		退職給与引当金繰入額(又は退職金)
教育研究経費支出		教育研究経費	
	消耗品費支出		消耗品費
	光熱水費支出		光熱水費
	旅費交通費支出		旅費交通費
	奨学費支出		奨学費
			減価償却額
管理経費支出		管理経費	
	消耗品費支出		消耗品費
	光熱水費支出		光熱水費
	旅費交通費支出		旅費交通費
			減価償却額
借入金等利息支出		借入金等利息	
	借入金利息支出		借入金利息
	学校債利息支出		学校債利息
借入金等返済支出		資産処分差額	
	借入金返済支出	徴収不能引当金繰入額（又は徴収不能額）	
	学校債返済支出		
施設関係支出			
	土地支出		
	建物支出		
	構築物支出		
	建設仮勘定支出		
設備関係支出			
	教育研究用機器備品支出		
	その他の機器備品支出		
	図書支出		
	車輛支出		
資産運用支出			
	有価証券購入支出		
	(何)引当特定預金への繰入支出		
	収益事業元入金支出		
	第3号基本金引当資産支出		
その他の支出			
	貸付金支払支出		
	手形債務支払支出		
	前期末未払金支払支出		
	預り金支払支出		
	前払金支払支出		

【出所】学校法人会計基準「別表第1 資金収支計算書記載科目（第10条関係）」、及び「別表第2 消費収支計算書記載科目（第19条関係）」から作成。

表6. キャッシュ・フロー計算書のひな型

キャッシュ・フロー計算書

(単位 円)

科目	本年度(注4) (平成〇〇年4月1日から 平成△△年3月31日まで)	前年度(注4) (平成××年4月1日から 平成〇〇年3月31日まで)
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
学生生徒等納付金収入		
手数料収入		
寄付金収入		
補助金収入		
事業収入		
雑収入		
その他の事業活動収入		
人件費支出		
教育研究経費支出		
管理経費支出		
.....		
.....		
事業活動によるキャッシュ・フロー		
II 施設等整備・投資活動によるキャッシュ・フロー		
特別寄付金収入(注1)		
施設設備補助金収入(注2)		
有形固定資産等の取得による支出		
有形固定資産等の売却による収入		
有価証券購入支出		
有価証券売却収入		
貸付金支払支出		
貸付金回収収入		
特定資産への繰入支出		
特定資産からの繰入収入		
収益事業元入金支出		
収益事業収入(注3)		
.....		
小計		
利息及び配当金の受取額		
施設等整備・投資活動によるキャッシュ・フロー		
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金収入		
短期借入金返済支出		
長期借入金収入		
長期借入金返済支出		
学校債収入		
学校債返済支出		
.....		
小計		
利息の支払額		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
IV 現金預金に係る換算差額		
V 現金預金の増加額(又は減少額)		
VI 現金預金の期首残高		
VII 現金預金の期末残高		

学校法人会計へのキャッシュ・フロー計算書導入に関する一考察

- (注1) 施設等整備・投資活動について用途指定されていることが明確な寄付金のみを記載する。
(注2) 施設等整備・投資活動について用途指定されていることが明確な補助金のみを記載する。
(注3) 事業収入のうち収益事業会計からの繰入収入について記載する。
(注4) 趨勢を把握するために2期間の比較形式としている。また、本年度、前年度の並び順については、貸借対照表との整合性をとっている。
- 【出所】日本公認会計士協会「キャッシュ・フロー計算書導入に係る提言（学校法人委員会研究報告第13号）」（平成21年4月14日）。

こと、つまり資金収支とキャッシュ・フローという言葉が紛らわしいという意味の類似性ならば、それは懸念されるところである。

4. むすび

本稿では、日本公認会計士協会が平成21年4月14日に公表した学校法人会計基準にキャッシュ・フロー計算書を導入するという提言について、主に資金収支計算書との関係から検討してきた。確かに、提言されているように資金収支計算書を学校法人が作成する計算書類の体系から除外して、キャッシュ・フロー計算書を導入すれば、資金収支計算書と消費収支計算書との間にみられる重複感は解消され、消費収支計算書とキャッシュ・フロー計算書との間には重複感は感じられない。また、資金収支計算書とキャッシュ・フロー計算書の類似性を懸念する必要もなくなる。

「提言」は、「資金収支計算書を計算書類の体系から除外することで、これらの問題（重複感と類似性…筆者追加）を解消するとともに、それにより失われる情報を別途担保することが適当である。具体的には、以下のとおり手当てすることが必要である。①資金収支計算書の提供する予算と決算の対比情報については、事業報告書において開示する。②計算書類から資金収支計算書が廃止されることにより失われる情報を計算書類上で担保するために、キャッシュ・フロー計算書、消費収支

計算書及び貸借対照表では対応できない情報について、固定資産明細表や借入金明細表の注記を充実させる。③さらに、資金収支計算書の内訳表である人件費支出内訳表については、消費収支計算書の内訳表（人件費内訳表）として開示するとともに、注記により資金収支計算書の内訳表としての人件費支出内訳表と同様の情報を開示する。」(p.8.) と述べ、資金収支計算書の提供する情報に一定の価値、有用性を見出ししており、資金収支計算書の廃止により失われる情報を事業報告書や他の計算書類上で担保するという。

さらに、「提言」は「キャッシュ・フロー計算書の有用性を考慮するとすべての学校法人が作成することを期待するが、一律に作成を義務付けた場合、学校法人によっては過度な負担となる可能性がある。そのため、キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付けるのは、一定規模以上の学校法人とし、それ以外の学校法人においては作成を省略できるよう手当てすることが実務的である。」(p.8.) と述べ、キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付けるのは一定規模以上の学校法人に限定としている。キャッシュ・フロー計算書の作成が免除された学校法人が作成する計算書類の体系については言及されていない。消費収支計算書と貸借対照表のみで良いのか、それとも、現行の体系なのか。

日本公認会計士協会が公表する提言の影響

方について、加藤（2009）は「筆者は、過去の日本公認会計士協会が公表した提言の動向をみると、近い将来、今回の提言内容に沿った学校法人会計基準の見直しが行なわれるのではないかと考えます。」(p.24.) と述べているように、学校法人会計へのキャッシュ・フロー計算書導入も、「提言」の通り実施される可能性が高い。資金収支計算書を計算書類の体系から除外するとしながら資金収支計算書に含まれる情報を事業報告書やその他の計算書類で担保しようとしていること、及び小規模学校法人の作成する計算書類の体系が不明確なことから、資金収支計算書を計算書類の体系から除外して、キャッシュ・フロー計算書を導入するというのではなく、現行の計算書類の体系に付け加える形で、第4の計算書類としてキャッシュ・フロー計算書を一定規模以上の学校法人に導入するとした方が、資金収支計算書との類似性は懸念されるが、より混乱が少ないのではないか。

注

- 1 例えば、市田（2004）では、公益法人会計基準や国立大学法人会計基準によるキャッシュ・フロー計算書が議論されている。
- 2 資産売却差額とは反対に、資産の帳簿残高の方が当該資産の売却収入金額を超える場合の超過額は、資産処分差額として消費収支計算書の消費支出の部に計上される。
- 3 ここで、退職給与引当金への繰入れを行っていない場合には、当該会計年度における退職金支払額が退職金として計上され、資金収支計算書における退職金支出と同額になる。
- 4 本稿では、提言されているキャッシュ・フロー計算書の構造そのものについては問題にしていなが、資金収支計算書とキャッシュ・フロー計算

書とを比べた場合、直観的に言えば、キャッシュ・フロー計算書の方が、情報利用者にとってより理解しやすいものになると思われる。なお、キャッシュ・フロー計算書に関する最新の理論的研究については、新田（2009）を参照されたい。

参考文献

- 市田浩三「学校法人のキャッシュ・フロー計算書」『京都マネジメント・レビュー』（2004年12月）pp.1-18。
- 学校経理研究会編『学校法人会計要覧—平成21年版—』（霞出版社、2009年）。
- 加藤伸二「学校法人委員会研究報告第13号『キャッシュ・フロー計算書導入に係る提言』について」『学校法人』（2009年8月）pp.24-29。
- 新田忠誓「資産負債アプローチの下でのキャッシュ・フロー計算書」『会計』（2009年8月）pp.1-13。
- 日本公認会計士協会「キャッシュ・フロー計算書導入に係る提言（学校法人委員会研究報告第13号）」（2009年4月14日）。